

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3174004		処分名	利用許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	鈴鹿市障害者生活介護施設の設置及び管理に関する条例					第12条	
基準規定	①	鈴鹿市障害者生活介護施設の設置及び管理に関する条例				第12条	
	②						
	③						
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)』による						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日			最終更新日	
	期間						
聴聞等	聴聞						
備考							

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3174005		処分名	利用許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	健康福祉部		課	障がい福祉課		
根拠規定	鈴鹿市療育センター条例					第12条	
基準規定	①	鈴鹿市療育センター条例				第12条	
	②						
	③						
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月26日		最終更新日	令和3年3月26日
	非公開該当		未設定理由				
	別紙『障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について』による						
標準処理期間	設定の有無		当初設定日			最終更新日	
	期間						
聴聞等	聴聞						
備考							

不利益処分に係る処分基準 個票

処分ID	3178001	処分名	使用許可の取消し等			
区分	不利益処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 健康福祉部	課	地域医療推進課			
根拠規定	鈴鹿市保健センター条例				第7条	
基準規定	①	鈴鹿市保健センター条例			第6条、第7条	
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条	
	③					
処分基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和7年4月1日
	非公開該当		未設定理由			
	市長は、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当すると認めたときは、使用の許可条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 （1）この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 （2）使用の許可条件に違反したとき。 （3）偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。 （4）前条各号の一に該当するに至ったとき。 （5）その他市長が特に必要とするとき。 ・災害が発生し、鈴鹿市保健センターに災害医療対策本部が設置されたとき。 ・施設の改修等で施設を使用することができないとき。 ・感染症の蔓延の恐れがあるとき。					
標準処理期間	設定の有無		当初設定日		最終更新日	
	期間					
聴聞等	聴聞					
備考	処分ID3177001から移行					